

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 7) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税 5)
		② 上記以外の税目 (事業所税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ <u>延長</u> 】【単独・主管・ <u>共管</u> 】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>1. 国税 (情報通信産業振興地域)</p> <p>(1) 投資税額控除 (法人税)</p> <p>ア 対象地域内において情報通信業務用設備を新・増設した青色申告法人は、当該設備の取得価額に次の割合を乗じた金額を法人税額から控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び建物附属設備等の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの：8% ・機械・装置、特定の器具・備品の取得価額の合計額が100万円を超えるもの：15% <p>イ 法人税額の20%が上限額(繰越4年)、取得価額の上限額20億円</p> <p>ウ 建物附属設備は建物本体と同時に取得する場合に限定</p> <p>(情報通信産業特別地区)</p> <p>(2) 所得控除 (法人税)</p> <p>ア 情報通信産業特別地区内で営む特定情報通信事業から得られた法人所得について、40%に相当する金額を損金の額に算入(事業認定法人で、法人設立後10年間)</p> <p>※(1)との選択制。</p> <p>2. 地方税 (情報通信産業振興地域・特区)</p> <p>(1) 法人住民税及び事業税</p> <p>ア 上記の法人税負担の軽減と同様の効果を適用する。 (自動連動)</p> <p>(2) 事業所税</p> <p>ア 那覇市内において1,000万円を超える情報通信業務に供する機械等及び1億円を超える建物等を新・増設した法人は、当該事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準の対象床面積のうち、1/2に相当する面積を5年間控除</p> <p>《要望の内容》 延長要望 適用期限を1年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p>

		<p>《関係条項》</p> <p>沖縄振興特別措置法 第31条、第32条</p> <p>租税特別措置法 第42条の9、第60条、第68条の13、 第68条の63</p> <p>租税特別措置法施行令 第27条の9、第36条、第39条の43、 第39条の90</p> <p>租税特別措置法施行規則 第20条の4、第21条の17の2、 第22条の26、第22条の60の2</p> <p>地方税法 第23条第1項第3号、第292条第1項第3号 附則第33条</p> <p>地方税法施行令 附則第16条の2の8</p>
5	担当部局	情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和2年8月</p> <p>分析対象期間:平成27年度～令和3年度</p>
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信産業振興地域の創設 <p>平成14年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の創設 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の延長・ 拡充（常時従業員数要件20名以上を10名以上へ緩和） <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年間延長 ・情報通信産業特別地区の対象地区にうるま地区（うるま市）を 追加。 ・特定情報通信事業に、バックアップセンター、セキュリティデー ターセンターを追加 等 <p>平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域、地区指定及び事業認定に係る権限の県知事への移譲 ・事業認定に係る常時従業員数要件の緩和（10人→5人） ・特定情報通信事業に、情報通信機器相互接続検証事業を追加 ・投資税額控除の下限取得価額の引き下げ （機械・装置、特定の器具・備品 1,000万円超→100万円超） <p>平成29年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年間延長
8	適用又は延長期間	1年間（令和3年度）
9	<p>必要性 等</p> <p>① 政策目的及び その根拠</p>	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>沖縄の情報通信関連産業は、日本本土との遠隔性やアジアとの近 接性などの沖縄の特性を最大限に活かすことで、観光・リゾート産 業に並ぶリーディング産業として今後も成長が期待される分野であ る。</p> <p>そのような中、AIやIoTなどの技術革新によるデータ流通量の増 大やサイバーセキュリティの重要性の高まりにより、データを活用 してイノベーションを創出する事業やサイバーセキュリティ関連の</p>

		<p>事業は、今後も成長が見込まれるところである。</p> <p>このため、沖縄においても、これらの成長著しい事業を営む企業の集積を進めることで、沖縄における情報通信関連産業の高付加価値化を促進し、もって沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>六 情報通信産業 情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く。）の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。）をいう。</p> <p>七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通（符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。）の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。</p> <p>八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。</p> <p>（情報通信産業振興計画の作成等）</p> <p>第二十八条 沖縄県知事は、情報通信産業の振興を図るための計画（以下「情報通信産業振興計画」という。）を定めることができる。</p> <p>2 情報通信産業振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域の区域</p> <p>三 前号の区域内において特定情報通信事業を実施する企業を促進するため必要とされる政令で定める要件を備えている地区を定める場合にあっては、その区域</p> <p>3～8項（略）</p>
--	--	---

		<p>(情報通信産業特別地区における事業の認定)</p> <p>第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。</p> <p>2～4項 (略)</p> <p>(課税の特例)</p> <p>第三十一条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業振興地域の区域内において情報通信産業又は情報通信技術利用事業の用に供する設備を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>2 前条第一項の認定を受けた法人の特定情報通信事業に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。</p> <p>○ 沖縄振興基本方針（平成24年5月11日 内閣総理大臣決定）</p> <p>II 沖縄の振興の意義及び方向</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1) 沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展 アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。 特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>III 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2) 情報通信関連産業 情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後とも戦略的に振興を図っていくことが必要である。 このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を旨とする。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策】V.情報通信(ICT 政策)</p> <p>【施策】2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>

		<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>1. 達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信関連企業の立地数を令和3年度までに560社とする。 (平成31年1月現在の実績：470社) ・ 立地企業による雇用者数を令和3年度までに4.2万人とする。 (平成31年1月現在の実績：29,403人) ・ ソフトウェア業における一人当たりの年間売上高を令和3年度までに1,450万円とする。(平成30年度の実績：1,124万円) <p>※「情報通信関連企業立地数」は、平成2年以降に沖縄県に立地した以下①、②の合計。</p> <p>①本社所在地が県外にある支社・支店・営業所・事業拠点の数 ②県外企業の子会社・関連企業の数</p> <p>2. 測定指標</p> <p>令和3年度までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本制度を活用した企業数 37社 ・ 本制度を活用した企業による雇用者数 15,670人 <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画（沖縄21世紀ビジョン実施計画）の目標値に基づき設定する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度を通じて、沖縄県内への情報通信関連企業の立地を促進するとともに、当該進出企業の事業活動や設備投資を後押しすることで、沖縄県内における情報通信産業の集積を促進しその高度化に寄与する。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																														
10	有効性等	① 適用数	<p>1. 過去5年間の適用件数</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="614 1310 1364 1500"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得控除</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>投資税額控除</td> <td>15</td> <td>21</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国税について、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。</p> <p>※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。</p> <p>※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。</p> <p>※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。</p> <p>※算定できないものについては「—」と記載。</p> <p>2. 今後の適用件数見込み</p> <p>令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1件、投資税額控除18件の適用を見込む。 (算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)</p>		H27	H28	H29	H30	R1	所得控除	1	0	1	1	2	投資税額控除	15	21	17	16	13	法人住民税	—	—	—	—	—	事業税	—	—	—	—	—
	H27	H28	H29	H30	R1																												
所得控除	1	0	1	1	2																												
投資税額控除	15	21	17	16	13																												
法人住民税	—	—	—	—	—																												
事業税	—	—	—	—	—																												

3. 所得控除の適用実績が僅少な理由

対象業種の立地企業は順調に増加しているが、立地企業が所得控除を適用するための事業認定の要件（専ら対象事業を営むこと等の要件）を満たすことができない等の理由により、立地企業に比し、認定法人数が少ない状況である。

今後も引き続き本制度を企業誘致のインセンティブとして、情報通信関連産業の集積と高度化を図り、自立型経済の構築を着実に推進していきたい。

<参考：認定企業数>

	H26年度		H27年度		H28年度		H29年度		H30年度	
	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計	新規	累計
認定法人数	1	1	1	2	0	2	1	3	1	4

4. 制度の周知活動実績（令和元年度）

本制度の利活用促進を図るため、県内企業、県内経済団体、銀行、税理士、商工会・商工会議所等の企業支援機関や行政機関を対象とした「沖縄振興税制活用セミナー」を2回開催した（R1.10月）。

また、企業誘致の取組として、国内では東京及び大阪絵での企業誘致セミナーの開催に加え、クラウドコンピューティング EXPO に出展した。

国外では、InnoVEX2019(台湾)に県内企業とともにブース出展するなど、効果的なプロモーションを展開した。

このほか、「投資環境視察ツアー」や企業戸別訪問などにより本制度の周知を図った。

さらに沖縄県産業振興公社においても、公社全体の事業説明会や経済団体が主催する各種説明会において本制度の周知を図るとともに、商工会・商工会議所、金融機関等を訪問し、事業説明とリーフレットを配布した。

相談件数においては、情報特区・振興地域制度に関する問合せを26件、制度全般に関する問合せを153件受けており、制度をインセンティブとした企業誘致が着実に進んでいる。

<参考①：令和元年度県外企業向けセミナーの実績>

	参加人数
企業誘致セミナー	333人
投資環境視察ツアー	14人
沖縄振興税制セミナー	128人

<参考②：「ワンストップ相談窓口」における相談件数>

相談内容	件数
制度全般に関すること	153件
情報特区・振興地域制度	26件
その他（他制度に関することを含む）	308件
合計	487件

<参考③：個別企業訪問実績>

令和元年度：64社

② 適用額

1. 過去5年間の適用額

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
所得控除	1	0	1	9	20
投資税額控除	860	709	538	544	532
法人住民税	118	91	69	70	—
事業税	0	0	0	0	—

※国税について、平成27年度から平成30年度は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※地方税(法人住民税・事業税の自動連動分)について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の国税の適用状況については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査。

※事業税については、課税標準が所得金額であることから、投資税額控除とは連動しない。また、事業税に地方法人特別税を含んでいる。

※算定できないものについては「—」と記載。

2. 今後の適用額見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除1百万円、投資税額控除720百万円の適用を見込む。

(算定根拠は別紙「減収額・適用数見込みの試算」参照。)

③ 減収額

1. 過去5年間の減収額

(単位：百万円)

	H27	H28	H29	H30	R1
所得控除	0	0	0	2	5
投資税額控除	860	709	538	544	532
法人住民税	118	91	69	70	38
事業税	0	0	0	0	0
合計	978	800	607	616	575

※平成27年度から平成30年度については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(財務省)」における活用実績に基づいて試算。令和元年度については、沖縄県庁実施の企業アンケート調査における活用実績に基づいて試算。

※法人住民税について、平成27年度から平成30年度は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)。

※令和元年度の法人住民税は、国税の減収額に税率7%乗じて算定。

※令和元年度の事業税は、所得控除の適用額に税率6.47%を乗じて算定。

2. 今後の減収見込み

令和2年度及び令和3年度は、平年度で所得控除0百万円、投資税額控除720百万円、法人住民税50百万、事業税0百万の減収を見込む。

(国税の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。)

		<p>(法人住民税は、国税の平年度の減収額に税率 7% を乗じた額。) (事業税は、所得控除の平年度の適用額に税率 6.47% を乗じた額。)</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>1. 政策目的の達成状況</p> <p>本制度の政策目標のうち情報通信関連企業の立地数とその雇用者数については、平成 20 年 1 月時点の 194 社、16,317 人から、平成 31 年 1 月時点で 470 社、29,403 人となっており、制度の拡充等の変遷とともに着実に増加している。これに伴い、沖縄県の情報通信業の生産額も平成 23 年度以降順調に増加しているところ（参考①）。</p> <p>また、本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、平成 25 年度の 844 万円から平成 30 年度の 1,124 万円となっており、徐々にではあるが増加している。</p> <p>これらのことから、本制度が一定のインセンティブとなって企業立地や企業の設備投資が進み、新たな雇用創出や情報通信関連産業の高度化による自立型経済の構築が進んでいるものと考えられる。しかしながら、前述のソフトウェア業における従業者数一人当たりの年間売上高については増加しているものの、全国と比較すると平均値を下回っていることから、生産性の向上が課題となっている（参考②）。</p> <p>一方、ソフトウェア業やコンテンツ制作業の立地数はコールセンターや情報サービス業などと比べ順調に増加すると共に雇用者数も伸びていることから、沖縄県の情報通信産業の構造に少しずつ変化が見られ始めている（参考③）。このため本県のソフトウェア業における一人当たりの年間売上高についても、今後の動向を注視しつつ、情報通信関連産業の更なる高度化を促進していくためには、業務効率化や付加価値を高めるための新たな投資を促進するとともに、先端的な IT（情報技術）の活用によるイノベーションを創出する企業の集積により、生産性を向上させていくことが必要である。</p> <p><企業アンケート></p> <p>税制に関する企業アンケート（H29.12 時点）において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が 56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が 40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が 34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒して投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が 43%と、優遇税制が企業誘致や設備投資のインセンティブとして働いていることが示されている。</p> <p><企業ヒアリング></p> <p>令和 2 年 6 月の企業ヒアリングにおいて、平成 30 年度、令和元年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1 名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。</p> <p><参考①：情報通信業の名目県内総生産></p>

(単位：百万円)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
情報通信業の名	182,934	192,109	195,318	198,686	208,184	214,978
目県内総生産						

※平成28年度県民経済計算（沖縄県企画部）

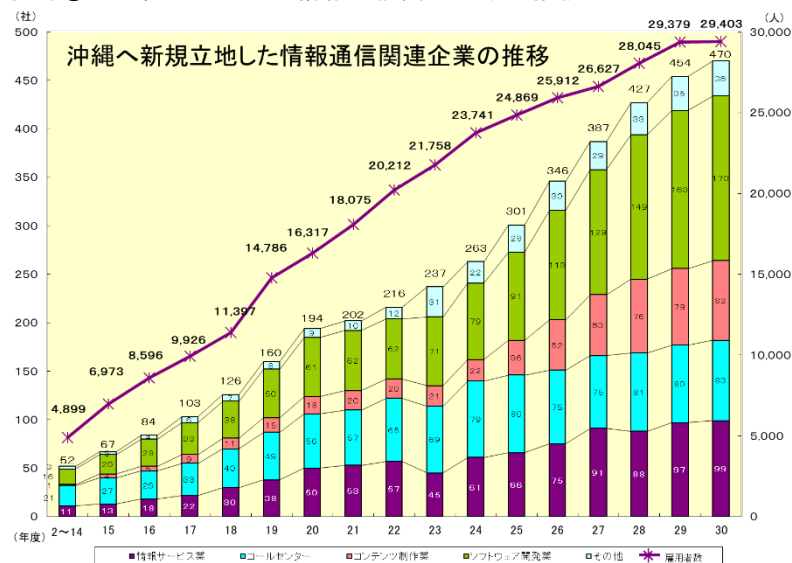
＜参考②：ソフトウェア業一人当たり年間売上高（都道府県順位）＞
(単位：百万円)

順位		H25年		H26年		H27年		H28年		H29年		H30年
1	東京	2,147	東京	2,260	東京	2,263	東京	3,300	東京	2,282	石川	2,586
2	愛知	1,962	千葉	2,207	千葉	2,098	神奈川	2,469	神奈川	2,258	東京	2,407
...
28	長崎	1,182	沖縄	1,263	福井	1,267	茨城	1,424	沖縄	1,319	山形	1,394
29	栃木	1,178	鳥取	1,259	徳島	1,261	福井	1,388	岩手	1,317	三重	1,378
30	山口	1,130	静岡	1,240	島根	1,260	沖縄	1,379	山口	1,317	岡山	1,350
...
36	熊本	1,044	山梨	1,137	沖縄	1,213	岡山	1,231	大分	1,256	山口	1,224
...
41	宮崎	907	茨城	976	岡山	1,056	高知	1,105	福島	1,094	沖縄	1,124
...
44	沖縄	844	山形	906	奈良	885	山形	1,041	茨城	1,054	島根	1,046
...
平均値	-	1,265	-	1,355	-	1,400	-	1,574	-	1,456	-	1,528
指数	-	66.7%	-	93.2%	-	86.7%	-	87.6%	-	90.6%	-	73.6%

※平成25～27年、平成29年～30年は特定サービス産業実態調査（経済産業省）、
平成28年は経済センサス（総務省）

※指数について：平均値を100とした場合の沖縄県のソフトウェア業の従業者一人
当たりの年間売上高の割合

＜参考③：沖縄へ立地した情報通信関連企業の推移＞



※沖縄県調査

2. 所期の目標の達成状況

情報通信関連企業の立地数及びその雇用者数については目標達成に向けて増加している。一方、ソフトウェア業の一人あたりの年間売上高については5年前と比較して増加しているものの近年伸び悩んでいる。

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
立地企業数(社)	301	346	387	427	454	470
雇用者数(人)	24,869	25,912	26,627	28,045	29,379	29,403
ソフトウェア業一人あたりの年間売上高	844	1,263	1,213	1,379	1,319	1,124
立地企業の増加率(%)	14.4	15	11.8	10.3	6.3	3.5
雇用者数の増加率(%)	4.8	4.2	2.8	5.3	4.8	0.1
ソフトウェア業一人あたりの年間売上高の増加率(%)	-	49.6	△4.0	13.7	△4.3	△14.7

※立地企業数と雇用者数については、沖縄県調査

※ソフトウェア業一人あたりの年間売上高については、平成25～27年度及び平成29、30年度は特定サービス産業実態調査(経済産業省)。平成28年は経済センサス(総務省)。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

1. 達成目標の実現状況

令和3年度までに

- ・本制度を活用した企業数 37社
- ・上述の企業進出に伴う雇用者数 15,670人

測定指標のうち活用企業数については、令和元年度の指標27社に対し、見込みが19社と70%の実績に止まり、直近3カ年は横ばいで推移している。

また、雇用者数については、令和元年度の指標11,435人に対し、見込みが6,669人と58%の実績に止まっているものの、直近3カ年は着実に増加しており、本税制の後押しによる着実な投資の促進及び雇用者の増による生産拡大が図られ、沖縄県の情報通信関連産業の振興に寄与している。

実績・見込み：

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
活用企業数(指標)	16	19	23	27	32	37
活用企業数(実績)	21	18	17	-	-	-
活用企業数(見込み)	-	-	-	19	19	20

雇用者数（指標）	6,776	8,047	9,741	11,435	13,552	15,670
雇用者数（実績）	3,589	2,597	5,972	-	-	-
雇用者数（見込み）	-	-	-	6,669	6,669	7,020

※測定指標は H28 年度に過去の実績から将来の適用見込みを試算。

※平成 28 年度から平成 30 年度の活用企業数（実績）は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」。

※令和元年度から令和 3 年度の活用企業数（見込み）及び雇用者数（見込み）は本年度までの過去の実績から将来の見込みを試算。活用企業数（見込み）の算定根拠は別紙「減収額・適用見込みの試算」参照。

※「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（財務省）」では、適用企業の情報までは公開されないため、雇用者数については、沖縄県が実施したアンケート調査をもとに推計した。

※推計の計算過程

（平成 28 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 28 年度適用企業数とその雇用者数：13 社、1,879 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：171 人（1,879 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：10 社
- ・平成 28 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $1,879 \text{ 人} + 10 \text{ 社} \times 171 \text{ 人} = 3,589 \text{ 人}$

（平成 29 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 29 年度適用企業数とその雇用者数：15 社、1,877 人（ただし、うち 2 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：144 人（1,877 人/13 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：5 社
- ・平成 29 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $1,877 \text{ 人} + 5 \text{ 社} \times 144 \text{ 人} = 2,597 \text{ 人}$

（平成 30 年度）

- ・沖縄県企業アンケート調査による平成 30 年度適用企業数とその雇用者数：14 社、3,866 人（ただし、うち 3 社については雇用者数不明）
- ・1 社当たりの雇用者数：351 人（3,866 人/11 社）
- ・企業アンケート調査で雇用者数を把握できなかった活用企業数：6 社
- ・平成 30 年度において本制度の適用を受けた企業の雇用者数： $3,866 \text{ 人} + 6 \text{ 社} \times 351 \text{ 人} = 5,972 \text{ 人}$

（令和元年から令和 3 年度）

・一社当たりの雇用者数は、平成 30 年度沖縄県アンケート調査による推計値 351 人から試算。

2. 制度が延長できない場合の影響

本制度は企業誘致のインセンティブとして有効であり、順調な企業立地の実績にも示されている。このため企業誘致や設備投資等にマイナスの影響が出るのが予想される。

また、政府において大胆な税制や予算、規制改革等を総動員することで「Society5.0」*の実現を目指す取組みが進められているところ（新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定））に加え、地方創生の観点からも Society5.0 の実現に向けた技術の活用について推進することが示されているところである（R1.6.21 閣議決定「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」）。

このため、県内他産業においても AI や IoT などの技術（参考）を活用した生産性の向上が求められ始めており、県としてもこれらの技術の各産業での活用に向け支援に取り組んでいるところで

はあるが、そのためには引き続き情報通信関連産業の更なる集積及び高度化は重要な課題であり、効果的な施策を講じていく必要がある。

しかしながら、本制度が延長できない場合、イノベーション創出のキーとなる情報通信関連企業の立地や、企業の新規取組等に向けた投資インセンティブにマイナスの影響が生じ、結果として他産業の成長にも影響を及ぼし、自立型経済構築の推進力低下が懸念される。

<企業アンケート>

税制に関する企業アンケート（H29.12時点）において、「優遇税制が、沖縄への移転・進出の意思決定に影響した」と回答した割合が56%、「所得控除が企業誘致策に有効である」と回答した割合が40%、「優遇税制が、設備投資等の意思決定に影響した」と回答した割合が34%、「優遇税制の活用によって計画より前倒しで投資をした、計画より大規模な投資をした」と回答した割合が43%となっており、本制度が延長されない場合、沖縄への移転・進出や積極的な設備投資に重大な影響を与えることが想定される。

<企業ヒアリング>

令和2年6月の企業ヒアリングにおいて、平成30年度、令和元年度に所得控除の適用を受けた事業者から「1名雇用することができた」との回答があり、減税額が雇用促進に活用されていることが分かる。

(参考)

<県内産業における事例>

・船上入札（IT×水産）

船上において電子端末を活用した入札システムにより、効率的な販売へつなげる。モズク養殖においてシステム導入を予定

・マンゴー栽培（IT×農業）

温度や湿度、日照時間等を計測するIoTセンサーにより最適な収穫時期を把握することによる品質の向上

・海ブドウ養殖（IT×水産）

水温やPH、酸素量等を測定するIoTセンサーにより最適な量の二酸化炭素の自動供給による品質の向上

・ゴミ回収の効率化（IT×環境）

ゴミ箱内に設置したIoTセンサーによりゴミの量をリアルタイムで確認することによるゴミ回収の効率化

		⑤ 税込減を是認する理由	<p>本制度は、情報通信関連企業の沖縄への立地を促進し、当該企業の事業活動を通じて、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出に寄与しており、平成30年度に本制度を活用した17企業においては、約6,000人が雇用されている。</p> <p>沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって県内の総生産を約743.1億円押し上げる経済効果が生じたものと試算され、本制度による546百万円（平成30年度の減収額）の税込減を是認する効果があったものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税活用企業による雇用者数：5,972人 ・沖縄県情報通信業の労働生産性：12,442,584円 <p>→ 県内総生産の押し上げ効果：743.1億円</p> <p>※労働生産性は、県内情報通信業就業者一人当たりの生産額（情報通信業にかかる名目県内総生産/県内情報通信業就業者数）</p> <p>（「平成29年度県民経済計算」（沖縄県企画部）に基づいて試算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後3年間の経済効果 R1：6,669人×12,442,584円＝829.8億円 R2：6,669人×12,442,584円＝829.8億円 R3：7,020人×12,442,584円＝873.5億円 <p style="text-align: right;">2,533.1億円</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信産業振興地域・特区においては、データセンター業、インターネット・サービス・プロバイダ、ソフトウェア業等、多様な業種を（特定）情報通信産業と定義しており、また、その企業規模やビジネス形態等も多様である。これらの企業へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、予算の制限や特定の企業を対象とした補助金等ではなく、各企業の経営計画に柔軟に対応でき、対象業種の全ての企業に対し制度が保証されている税制措置が妥当と考えられる。</p> <p>また、本制度においては、地域指定・事業認定等のスキームを通じて、産業及び貿易の振興、自立型経済の構築等に資すると判断される場合に限定して、投資税額控除等の措置を講じていることから、必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では本制度のほか、沖縄振興特別推進交付金等の補助事業もあるが、これらの補助事業では新事業創出支援や地理的不利性の解消への支援を行っているのに対し、本制度では事業者による設備投資等への支援を行っており、役割分担を図っている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望を踏まえて要望するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月（H30総務04）

情報通信産業特別地区・地域における減収額・適用見込み(試算)

○情報通信産業特別地区・地域における租税特別措置について、1年間延長した場合の減収見込みについて、下記のとおり試算。

1. 適用実績

(単位:件、百万円)

項 目	事業認定 (累計)	所得控除			投資税額控除		減収額 合計
	件数	件数	適用額	減収額	件数	適用額 (減収額)	
H26 年度	1	0	0	0	13	693	693
H27 年度	2	1	1	0	15	860	860
H28 年度	2	0	0	0	21	709	709
H29 年度	3	1	1	0	17	538	538
H30 年度	4	1	9	2	16	544	546
合計		3	11	2	82	3,344	3,346
5年平均		1	2	0	16	668	668
1件あたりの 適用額		3			40		
H31 年度	4	2	20	5	13	532	532

※平成 30 年度までは租税特別措置の適用実態調査結果、平成 31 年度は沖縄県のアンケート調査に基づく。
 ※法人税率については、平成 27 年度は 23.9%、平成 29 年度は 23.4%、平成 30・31 年度は 23.2%として試算。

2. 適用件数の増加率(投資税額控除)

(単位:件、%)

項 目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	平均
適用件数	13	15	21	17	16	16
増加件数	2	2	6	-4	-1	-
増加率	18.2%	15.4%	40.0%	-19.0%	-5.80%	9.76%

※平成 30 年度までの租税特別措置の適用実態調査結果を基に算出する。

3. 平成 31 年度以降の見込み

(所得控除について)

仮定①:事業認定については、平成 26 年度の要件緩和以降、5年間で 4 件の事業認定の実績ではあるが、専ら要件のため平成 31 年度に1社が認定取消となっていることから、2年に1件(≒0.5件(3件/6年間))程度の増加見込みとする。

仮定②:企業認定の翌々年に所得控除を適用する。

※実績では、事業認定の当年、又は翌年に所得控除を適用していることから、翌々年には所得控除適用の可能性が

高いとして適用する。

仮定③: 所得控除を活用していた1社が平成 31 年度に認定取消になったことから、令和2、3年度についてはこれまでの実績と活用見込のある企業への調査により、所得控除 1 件、適用額は 1 百万円とする。

(投資税額控除について)

仮定④: 適用実績から、現行制度の枠組みでの適用件数の見込みは、過去5年間の適用件数の増加率の平均から、1年度当たり 9.8%の割合で増加するとして算出する。

(単位: 件)

	H31 年度	R2 年度	R3 年度
現行の枠組みでの適用件数見込み	17	18	19

仮定⑤: 適用実績から、現行制度の枠組みでの投資税額控除 1 件当たりの適用額は、過去 5 年間の適用額の平均から、1 件当たり 40 百万円とする。

○以上の仮定に基づき、各年度の減収額・適用見込みを試算

(単位: 件、百万円)

年度	事業認定		所得控除		投資税額控除		減収額 見込み (⑤ + ⑥)
	① 件数	② 件数	③ 適用額 (② × 1)	④ 減収額 (③ × 税率)	⑤ 件数	⑥ 適用額 (減収額) ※	
H31 年度	3	2	9	2	17	680	682
R2 年度	3	1	1	0	18	720	720
R3 年度	4	1	1	0	19	760	760
合計		4	11	2	54	2,160	2,162
平年度見込		1	1	0	18	720	720

※法人税率については、23.2%として試算。

※投資税額控除: ⑤ × 40 百万円